

全国健康保険協会の職員の募集について

平成19年10月25日
全国健康保険協会設立委員会

政府管掌健康保険については、平成20年10月に全国健康保険協会が新たな保険者として設立され、同協会がその運営を行うこととなっている。

この協会については、先般の医療制度改革を踏まえ、事業主・被保険者の意見に基づく自主自律の運営のもと、保険者機能を十分に発揮していくことが求められる。

また、協会については、非公務員型の法人であり、公共的な役割とサービス提供機関であるということを十分に認識し、社会的責任を果たしていくと同時に、被保険者等の満足度をいかに高めるかという観点から目標を設け、質の高いサービスを提供していくことが期待される。特に、本部・支部を通じて、被保険者等の声や苦情、意見を責任をもって受け止め、フィードバックさせ、被保険者等の信頼が得られる公正で効率的な運営を確保していく必要がある。

このように、協会は、新たな組織を創建するものであり、医療制度改革を踏まえ、保険者としてのあるべき姿を志向し、組織の一新を図っていく必要がある。

こうした基本認識のもと、今般、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第13条第2項の規定に基づく協会の職員の採用の基準等を定めたところであり、意識の変革を行い、協会の使命（ミッション）に賛同し、法令等の規律を遵守するとともに、真に被保険者等のための保険者の一員として改革意欲と能力を兼ね備えた人材を協会の職員として求めるものである。

○職員の採用の基準………別添1

○職員の労働条件………別添2

○参考資料

- ・全国健康保険協会の理念・運営方針………参考資料1
- ・全国健康保険協会の人事方針………参考資料2
- ・全国健康保険協会の組織人員の骨格………参考資料3
- ・関係条文………参考資料4